

議案第 29 号

多気町と松阪市との間における介護給付費等の支給に関する審査判定事務の委託に関する規約変更に係る協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 2 項の規定により、多気町と松阪市との間における介護給付費等の支給に関する審査判定事務の委託に関する規約の一部を変更する規約を次のように定めることについて、関係地方公共団体と協議するため、同条第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 26 年 2 月 19 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

多気町と松阪市との間における介護給付費等の支給に関する審査判定事務の委託に関する規約の一部を変更する規約

多気町と松阪市との間における介護給付費等の支給に関する審査判定事務の委託に関する規約の一部を次のように変更する。

第 1 条第 1 号中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

附 則

この規約は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。